

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領

平成27年3月24日 制定

平成28年6月27日 改正

令和3年3月30日 改正

令和5年7月14日 改正

令和7年7月30日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除き、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事及び設計等の確実かつ円滑な施工等を図るとともに、中小事業者の健全な育成を図るために結成される特定共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる土木建築に関する工事をいう。
- (2) 設計等 建設工事に係る設計、監理、地質調査及び測量の委託業務をいう。
- (3) 工事等 建設工事及び設計等をいう（施設及び設備の保守、点検並びに管理の委託業務を除く。）。
- (4) 施工等 建設工事の施工又は設計等の履行をいう。
- (5) 特定共同企業体 特定の工事等の施工等を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。
- (6) 工種等 一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱（平成23年1月31日制定）第4条別表2に掲げるいずれか一の中分類（業種又は工種）をいう。
- (7) 単体企業 公社が発注する工事等の競争入札において、特定共同企業体の構成員とならない入札参加者をいう。
- (8) 混合入札 特定共同企業体又は単体企業のいずれかで参加できる競争入札をいう。
- (9) 請負契約等 建設工事の請負及び設計等の委託契約という。

(施工等方式)

第3条 特定共同企業体により行う工事等の施工等は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等の完成に当る共同施工等方式によるものとする。

第2章 特定共同企業体

(対象工事等)

第4条 特定共同企業体により施工することができる建設工事は、次の各号に掲げる工種に応

じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

(1) 建築 1億5千万円

(2) 建築以外 1億円

2 特定共同企業体により履行することができる設計等は、設計金額が3千万円以上のもので、その履行期間、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認められるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、異なる工種等を一体のものとして施工等する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く共同請負及び履行により施工等をさせることが特に必要と認められる場合は、特定共同企業体に施工等をさせることができる。

(混合入札)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、工事等の規模や内容等に照らし、これを確実かつ円滑に施工等可能な単体企業がいると認められる場合は、混合入札を行うことができる。

2 混合入札に参加する単体企業は、当該混合入札に参加する特定共同企業体の構成員となることはできない。

3 混合入札に参加する特定共同企業体及び単体企業の入札参加資格の決定等については、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱（平成25年4月30日理事長決裁）第1条の規定により設置される委員会の議による。

4 前項の規定による入札参加資格の決定等を行った場合は、入札公告に明記するものとする。

(構成員数)

第5条 構成員の数は、2又は3者とする。

2 建設工事の場合、前項の構成員には、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）が原則として構成員の2分の1以上含まれていなければならない。ただし、これによらない場合は、構成員のうち1者以上を市内業者とすることができることとし、その場合は、代表者を市内業者に限るものとする。

(構成員となるべき者の組合せ)

第6条 等級区分が設けられている工種に係る構成員の格付等級の組合せは、次の各号に掲げる工種に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築工種

A及びB等級の間の組合せであること。ただし、B等級のみの組合せは、設計金額が3億円未満の場合に限る。

(2) その他の工種

次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること。

ア A及びB等級の間の組合せであること。

イ B等級のみの組合せとならないこと。

ウ B等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の2分の1を上回らないこと。

2 異なる工種を一体のものとして施工する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高

く共同請負及び履行により施工等をさせることが特に必要と認められる場合は、前項の規定を適用しないものとする。

(構成員の要件)

第7条 特定共同企業体は、すべての構成員が次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工種等について一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格を有していること。
- (2) 発注工事等を構成する一部の工種等を含む工事等について、元請としての実績があり、かつ、発注工事等と同種の工事等を施工等した経験があること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、代表者以外の構成員のうち、出資金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)に満たない構成員にあつては主任技術者を兼任で配置することができるものとする。

- (4) 発注工事を施工するために結成した下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、原則として、特定建設業者たる代表者が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

(結成方法)

第8条 特定共同企業体は、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

- 2 事業協同組合等の組合の特定共同企業体結成については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる特定共同企業体を結成することは認めない。
- 3 特定共同企業体の協定書は、様式に定めるところによる。
- 4 代表者は、構成員において決定された者とする。この場合、代表者は、円滑な共同施工等を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者とし、同一工種において格付等級の異なる者の間では、当該工種で上位の等級の者であるものとする。

(構成員の出資の割合)

第9条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

(存続期間)

第10条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の請負契約等の履行後(一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領(昭和52年11月18日制定)第54条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後)3か月を経過するときまでとする。

- 2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約等が締結されたときまでとする。

第3章 雑 則

(委 任)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に契約締結した工事等については、当該工事等に配置した監理技術者及び主任技術者を、改正後の要領の規定により変更することができる。なお、変更手続き等については、現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱いについて（令和7年7月30日理事長決裁）によるものとする。

(様式)

_____ 特定共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 一般財団法人札幌市住宅管理公社発注に係る下記工事等（当該工事等内容の変更に伴う工事等を含む。以下「工事等」という。）の請負（委託）

_____ 工事（業務）名 _____

- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____ 特定共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、_____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、工事等の請負契約等の履行後（一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和58年11月18日制定）第54条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 工事等を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事等に係る請負契約等が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事等の施工等に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規程及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事等について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 _____ %

会社名 _____ %

会社名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、工事の完成（業務の完了）に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事等の請負契約等の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、次のとおりとし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん功（業務完了）の都度当該工事等について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事等の途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成（業務を完了）する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事等の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成（業務を完了）するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該工事を完成（業務を完了）するものとする。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(工事等の途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事等の途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事等につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営員会において定めるものとする。

_____外____者は、上記のとおり_____特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は一般財団法人札幌市住宅管理公社に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____

印

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____

印

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____

印